

兵庫県立尼崎総合医療センターにおける 科学研究費助成事業費（科研費）の研究実施規程

兵庫県立尼崎総合医療センター制定

平成29年10月1日

（目的）

第1条 この規程は、兵庫県立尼崎総合医療センターの職員が行う研究のうち、科研費を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。

（組織の責任体制）

第2条 組織全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を兵庫県立尼崎総合医療センター院長と定める。

- 2 最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を兵庫県立尼崎総合医療センター管理局長と定める。
- 3 科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を兵庫県立尼崎総合医療センター経営企画部長と定める。
- 4 監事を、兵庫県立尼崎総合医療センター総務部長と定める。
- 5 研究倫理教育責任者を兵庫県立尼崎総合医療センター研究部長と定める。

（組織、研究を行う職）

第3条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するものは下のとおりである。

- ・兵庫県立尼崎総合医療センターに在籍し、兵庫県立尼崎総合医療センター院長が認めたもの

（研究計画の策定）

第4条 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを兵庫県立尼崎総合医療センター院長に提出するものとする。

（研究の実施）

第5条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、兵庫県立尼崎総合医療センターの活動として実施するものとする。

（研究成果の取扱い）

第6条 研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規定に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第7条 科研費による研究を行う研究者は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを兵庫県立尼崎総合医療センター院長（最高管理責任者）に提出するものとする。

(管理等の事務)

第8条 科研費の研究計画調書の取りまとめ及び補助金の経理管理等の事務は兵庫県立尼崎総合医療センター事務部門が所掌する。補助金の執行に関しては、兵庫県立尼崎総合医療センター事務部門の審査及び決裁を受け行う。

- 2 兵庫県立尼崎総合医療センター事務部門は、研究者の依頼に基づいて物品の発注を行う。研究者本人は発注を行わない。
- 3 兵庫県立尼崎総合医療センター事務部門は、業者が事務部門に持ち込んだ物品について、品名・数量等を確認後、納品書に検収印を押印し、納品させる。
- 4 兵庫県立尼崎総合医療センター事務部門は、出張用務終了後に、出張報告書、領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。
- 5 兵庫県立尼崎総合医療センター事務部門は、研究者からの依頼に基づいて非常勤職員の雇用伺いの決裁を取る。作業終了後に勤務報告等により、事実確認を行う。

(内部監査)

第9条 研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、内部監査を行う。

- 2 兵庫県立尼崎総合医療センター院長（最高管理責任者）は、内部監査を行う部署として総務部総務課を指名する。
- 3 監査の対象は、前年度実績分の約10%を抽出したものとし、競争的研究費 内部監査マニュアルに基づき、監事と連携し、実施する。

(研究費の不正使用の防止)

第10条 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、科研費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書を提出させる。誓約書の提出がない場合は、科研費の管理・運営に関わらせない。

- 2 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。

(法令等の遵守)

第11条 兵庫県立尼崎総合医療センターに所属する研究者は科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

附則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。